

参議院内閣委員会會議録第十六号

昭和三十一年三月二十日(火曜日)午前
十時五十五分開会

委員の異動
三月十九日委員藤原道子君辭任につ
き、その補欠として吉田法晴君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小柳 牧衛君
理事 長島 銀藏君
野本 品吉君
千葉 信君
島村 軍次君

委員

井上 知治君
木村篤太郎君
若米地義三君
中山 壽彦君
木下 源吾君
田畑 金光君
高瀬莊太郎君
廣瀬 久忠君
衆議院議員 黒金 泰美君

國務大臣

労働大臣 倉石 忠雄君
國務大臣 正力松太郎君

政府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君
法制局第二部長 野木 新一君
内閣総理大臣 賀屋 正雄君
官房審議室長 三橋 則雄君
総理府恩給局長

科学技術行政協
議会事務局局長 鈴江 康平君
宮内庁次長 瓜生 順良君

行政管理局 宇都宮徳馬君
行政管理局 岡部 史郎君
管理部長 齋藤 憲三君
政務次官 山手 満男君

大蔵政務次官 山手 満男君
事務局長 山手 満男君

常任委員 杉田正三郎君
法制局側 法制局長 奥野 健一君

本日の會議に付した案件

○昭和二十三年六月三十日以前に給与
事由の生じた恩給等の年額の改定に
関する法律案(内閣送付、予備審査)
○昭和二十三年六月三十日以前に給付
事由の生じた国家公務員共済組合法
等の規定による年金の額の改定に關
する法律案(内閣送付、予備審査)

○国家公務員等の旅費に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣送付、
予備審査)

○宮内庁法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○国家公務員に対する寒冷地手当及び
石炭手当の支給に關する法律の一部
を改正する法律案(衆議院送付)

○国家公務員に対する寒冷地手当及び
石炭手当の支給に關する法律の一部
を改正する法律案(千葉信君外九名
発議)

○科学技術行政協
議会事務局局長 鈴江 康平君
議院送付)

○委員長(小柳牧衛君) それではただ
いまから開会いたします。

○委員の變更について御通知申し上げ
ます。三月十九日、藤原道子君が辭任
されました、その補欠に吉田法晴君が
委員に選任されました。

○委員長(小柳牧衛君) 昭和二十三年
六月三十日以前に給与事由の生じた恩
給等の年額の改定に關する法律案を議
題といたします。

倉石労働大臣より提案理由の説明を
聴取いたします。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいま議
題となりました昭和二十三年六月三十
日以前に給与事由の生じた恩給等の年
額の改定に關する法律案について、そ
の提案理由及び概要を説明申し上げま
す。

この法律案は、去る第二十二回国会
の衆参両院内閣委員会における恩給法
の一部を改正する法律案の一部を改正す
る法律案審議の際の付帯決議の趣旨に
従い、昭和二十三年六月三十日以前に
退職し、もしくは死亡した文官関係の
公務員またはその遺族に給される恩給
を増額改定したとしようとするものであ
り、内容のおもなる点について申
し上げますと、次のごとくであります。

た公務員またはその遺族の恩給で特に
増額を要望されているものは、文官関
係の公務員またはその遺族の普通恩給
または扶助料であると思われませんが、
これらの恩給の年額は、同年七月、新
給与制度が実施され、一般公務員の給
与が増額されたに伴い増額されてか
ら、昭和二十八年まで、公務員の給与
支給水準が引き上げられるたびごとに
増額改定されて現在に至っているの
であります。

ところで、新給与制度実施
の際には、各省局長は十三級職又は十四
級職に格上げされることになっていま
したが、かつて旧高等官官等俸給令が
施行されていた当時、勅任官たる各省
局長としての俸給を受けて退職した者
に給されている恩給の年額は、いわゆ
る一万二千円ベース当時の一般職の職
員の俸給表による十三級職三号俸を受
けて退職した者に給される恩給と同額
に、また、各省局長で年功加俸を受け
て退職した者に給されている恩給の年
額は、十四級職五号俸、すなわち十四
級職の最高俸の一号下位の俸給を受け
て退職した者に給される恩給と同額と
なっていますので、昭和二十三年六月
三十日以前に退職した各省局長にかか
る恩給は、そのまま据え置くことと
し、その他の各省局長以上の俸給を受
けて退職した者にかかわる恩給につい
ても、同様の取扱いをしようとするも
のであります。しかしながら、旧判任
官俸給令が施行されていた当時、判任
官一級俸を受けて退職した者に給され
ている恩給の年額は、一万二千円ベー

ス当時の各省課長補佐としての下位の
俸給であり、かつ、係長としての高位
の俸給である九級職三号俸を受けて退
職した者に給される恩給と同額となっ
ていますので、これを改めて、新給与
制度実施の際の各省課長補佐としての
中位の俸給である十級職二号俸、また
はこれと同額の係長としての最高位の
俸給である九級職八号俸を受けて退職
した者に給される恩給と同程度の額に
なるように増額することとし、その他
の他の勅任官たる各省局長の俸給に
満たない額の俸給を受けて退職した者
にかかわる恩給についても、その後退
職した者にかかわる恩給との権衡を考慮
して、右に準じ、その年額の是正を行
うこととし、現行の恩給年額計算の基
礎俸給年額三十五万四千円以下のもの
について、一万二千円ベース当時の一
般職の職員の俸給表の通し号俸一号俸
ないし五号俸上位の俸給年額に相当す
る額と現行額との差額に相当する増額
を行い、恩給を増額改定しようとする
ものであります。この措置は本年十
月分以降の恩給について、本人の請求
を待たずに行うこととしようとするも
のであります。法律案第一条並びに別
表第一及び第二の規定がこれに關する
ものであります。

第二の点は、増額改定措置の制限に
關するものであります。恩給に關する
経費は、最近急激に増加し、年額九百
億円をこえる巨額に達していますの
で、国家財政の現状にかんがみ、この
たびの増額は、公務傷病者及び遺族た

る子が受給者である場合を除いて、六十歳以上の受給者の恩給に対してのみ行うこととし、受給者が六十歳に達するまでは増額を停止しようとするものであります。法律案第二条がこれに関するものであります。なお、右のは昭和二十三年六月三十日以前に退職した公務員に給する普通恩給で、昭和三十一年十月一日以後に給する事由の生ずるものについても、同日前のものに準じて取り扱うこと、及びこの法律は公布の日から施行することを定めようとするものであります。法律案第三条及び附則の規定が、これに関するものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（小柳牧衛君） 次に、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案を議題といたします。

大蔵政務次官山手満男君より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員（山手満男君） ただいま議題となりました昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案につきまして提案の理由を説明申し上げます。

国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金のうち、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じたものにつきましては、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由

の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律の規定により、恩給の例に準じて昭和二十八年一月分からの年金額を改定支給して参ったのであります。このたび別途本国会に提案されました昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案により、再び恩給の不均衡は正措置が行われることとなりましたので、共済組合年金についても、前同様、恩給の例にならうて是正措置を行おうとするものであります。

今回の年金額改定の措置は、年金額算定の基準となつた仮定俸給が、二万九千五百円以下のもを対象に、恩給の場合と全く同様一俸ないし五号俸の調整をいたしました。なお、この措置により増加する費用は、一般的原则に従ひまして、国庫と地方公共団体または公社が按分して負担することとしております。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（小柳牧衛君） 次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

山手大蔵政務次官より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員（山手満男君） ただいま議題となりました国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びに概要を御説明申し上げます。

国家公務員等が国内旅行を行う場合、従来、国家公務員等の旅費に関する法律の規定に定められた等級より下位の等級によつて鉄道旅行または水路

旅行を行うことが多い反面、日当及び宿泊料の定額は、旅館の宿泊料金等の実態に比べて低額であると考へられまゝすので、この際運賃、日当及び宿泊料等の旅費額を事実上償の建前に即して改訂するとともに、外国旅行につきましても、右の趣旨に準じて実態に即して改正を行うほか、あわせて所要の規定の整備を行い、旅費制度の内容及び運営の合理化をはかることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、その改正の要点を御説明申し上げます。第一に、国内旅費につきましては、第一に、鉄道賃及び船賃の級別支給区分が、現行法では、内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者には一等の、十級以下四級以上の職務にある者には二等の、三級以下の職務にある者には三等の運賃をそれぞれ支給することとなつておりますのを、内閣総理大臣等及び七級以上の職務にある者には二等の、六級以下の職務にある者には三等の運賃を支給することとしたのであります。ただし、内閣総理大臣等及び十四級以上の職務にある者が一等車又は一等船室を利用する場合に於いては、一等の運賃を支給することとしたのであります。第二に、内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者に対しては、片道三百キロメートル以上の旅行をする場合には、新たに特別二等車料金を支給することとしたのであります。第三に、特別急行料金を支給できる旅行を、現行法では片道五百キロメートル以上のものとしておりますのを、片道三百キロメートルのものに改めました。第四に、日当、宿泊料及び食卓料の定額をそれぞれ現行定額の三

割増の額といたしました。

外国旅行につきましては、第一に、鉄道賃及び船賃につき、さきに御説明申し上げました内閣旅費の場合に準じて、それぞれの級別支給区分を改めることにいたしました。第二に、航空賃について、現行法では、現に支払った運賃によることになっておりますの運賃を、運賃の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、原則として、内閣総理大臣等及び十三級以上の職務にある者に対しては最上級の運賃を、十二級以下の職務にある者に対しては最上級の直近下位の級の運賃を支給することとしたのであります。第三に、移動料の定額にきり表を補正し、鉄道二千キロメートル以上を四段階に区分して、新たにそれぞれの定額を定めることにいたしました。以上のほかその他の規定につきましても、若干整備をはかることとした次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（小柳牧衛君） 次に、宮内庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。根本内閣官房長官より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員（根本龍太郎君） ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、第一に、内部部局の所掌事務について所要の調整を行うこととあります。すなわち、従来物品を管理することは管理部の所掌事務でありましたが、これを長官官房に移しか

えまして、現在長官官房の所掌事務となつております金銭會計事務との統合をはかりましたこと、また従来宮内庁法には表示されておりましたが、現在待従職と管理部に分れておりましたが、調理供進事務を一元化して、これを管理部の所掌事務とすることにより当該事務の効率化、合理化をはかることにしたことであります。第二に、宮内庁と皇宮警察との事務連係につきましても、従来とも特別の注意を払つて参つたのであります。今回は、さらにその緊密化を促進し、宮内庁所掌事務の遂行を円滑ならしめる意味におきまして、宮内庁長官は、必要がある場合には、皇宮警察の事務について、警察庁長官に所要の措置を求めることができることとしたのであります。第三に、宮内庁に置かれております特殊な名称の内部部局の長、すなわち侍従長、東宮大夫及び式部官長の官職名及び権限をこの際明記するとともに、従来内部規程で置かれておりました侍従次長を侍従長の相佐官として掲げることにしたことであります。第四に、現存する京都事務所、正倉院事務所及び下総御料牧場の責任の所在を明確にするため、これらを宮内庁の附属機関とすることにいたしました。なお、東宮大夫、式部官長及び侍従次長を宮内庁法に明示したことに伴ひまして、国家公務員法及び特別職の職員の給与に関する法律の一部に所要の改正を加へることにいたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(小柳牧衛君) 次に、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第一九号)を議題といたします。

衆議院議員黒金泰美君より提案理由の説明を願います。

○衆議院議員(黒金泰美君) ただいま議題となりました国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

国家公務員の給与は、基本給のほか、寒冷地に勤務する者には寒冷地手当を、また、北海道に勤務する者にはさらに石炭手当を支給していることは御承知の通りであります。しかるに、石炭手当の支給額が北海道全道一律であり、また、寒冷地手当の支給区分にも必ずしも適当でない点があります等のために、寒冷度の激しい東北その他の地方に勤務する者の給与が比較的恵まれぬ状況にあるのであります。ことに近年は公社、現業関係官署におきましては、新炭手当等の名をもって寒冷地手当の増額をいたしております実情に顧み、その均衡をはかるために、これらの地方に在勤する公務員に対して新たに新炭手当を設けることとしたのが本案の目的であります。

すなわち、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、群馬、富山、石川、福井、岐阜のうちで、人事院の勧告に基づいて内閣総理大臣が定める区域に在勤する国家公務員に対して、一冬に世帯主四千五百円、独身者千五百円の薪炭手当を寒冷地手当とあわせて支給しようとするものであります。公社、現業の例にならった次第

であります。本案の施行による経費は、内閣総理大臣が寒冷地の五級地として指定されている区域を定めるものといたしますれば、国家公務員に対しては約一億六千万円を要するのであります。さらに公社職員に対しては約一億一千二百万円、地方公務員に対しては約一億六千万円を要するの

のうちから昭和三十年に公社、現業官署の職員に支給した額一億七千万円を控除すれば、純増加額は約二億九百万円であります。なお、本案は来年度内において政令の定めるときから施行することとし、予算措置のついた上で実施することといたしております。

何とぞ御審議の上、積雪寒冷に悩み、給与の点においてさへ恵まれぬ寒冷地のはなはだしい地域に在勤する公務員諸君の心情を御察賜わり、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(小柳牧衛君) 次に、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(参議院第二号)を議題といたします。

衆議院議員黒金君より提案理由の説明を願います。

○千葉信君 ただいま議題となりました国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のごとく、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当につきましては、一般の給与とは別個に、昭和二

十四年法律第二百号によって定められていたものであります。その施行以来、最近に至るまでの間に東北地方その他の寒冷地の著しい地域の実情にかんがみ、若干の改正を要する点が認められて参ったのであります。すなわち北海道に在勤する国家公務員に対しては寒冷地手当とあわせて石炭手当を支給することになっておりますが、東北地方その他寒冷地の著しい各地域におきまして、冬期暖房用の経費、特に薪炭等の購入代金が生計費に与える影響は著しいものがあり、同一労働、同一給与の原則から言っても、これらの地域に勤務する国家公務員について、北海道における石炭手当に準じて何らかの手当を支給する必要があると認められるのであります。現に各公社並びに郵政、農林等の現業職員に対しては、先年来この措置がとられてきたところであり、一方国家公務員の給与体系につきましても、先に人事院において給与準則の勧告が国会に提出されているのであります。石炭手当等についてはこれを準則の中にも含めず、別個の取扱いを予想してあるものであり、昭和二十四年法律第二百号が当時議員提案として制定された経緯もありますので、この法律の施行以来、その実施に伴って改正の必要を認められてきた諸点について、今回同じ議員提案による法律改正を行なうて、その責を果したいと考えてあえて提案いたしました次第であります。

次に、改正の主要なる点について御説明申し上げます。改正点の第一は、寒冷地手当及び石炭手当とは別に新たに新炭手当を設けることとし、その支給範囲は、北海道以外の地域で、人事

院勧告に基づいて内閣総理大臣の定める地域に在勤する者とし、その支給額については、世帯主たる職員に対して薪一棚及び木炭百キログラム、その他の職員に対して薪〇四棚及び木炭四〇キログラムを、それぞれ時価によって換算した額の相当額をこえないこととし、その他必要な事項は人事院勧告に基づいて内閣総理大臣が定めることといたしております。以上のほか、他の法律との関係、その他若干の改正を加えてあるものであります。法律案の提案の理由並びにその要旨について御説明申し上げます。付加いたしますならば、御承知の通り、本法律案は第二十二国会において本院を全会一致をもって通過いたしました法律案と同様の内容を持つものでございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(小柳牧衛君) 以上六件の法律案については、本日は提案理由を聴取することと致しまして存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小柳牧衛君) 次に、科学技術庁設置法案を議題といたします。

本案に対する御質疑のおありの方は御質疑を願います。

○千葉信君 行政管理局の方から、岡部さんに御答弁いただくこと大いにけっこうですが、どなたか責任のある方が、そう申しては失礼ですが、やはり岡部さんに追及する内容としては少し当を失すると思うのです。ですから、やはり責任ある答弁をしてもらわなければならぬという角度から岡部さんに御答弁願うこともたくさんあります。が、そういう御処置を……

○政府委員(岡部史郎君) 政務次官に今来ていただきましたから、その間事務的に私が政府委員として御答弁できる範囲におきましてお答えを申し上げます。

○委員長(小柳牧衛君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小柳牧衛君) では速記を始めて。

○島村軍次君 この間の問題は国家行政組織法との矛盾の問題だと思っておりますから、私最後に質問申し上げて、政府の方の一致した見解を表明していただいたというのを申し上げておいたのですから、千葉さんから改めて質疑されぬでも、政府の方からみずから進んでこの問題に対する御答弁があつてしかるべきだと思っております。

○政府委員(岡部史郎君) 前回の委員会には直接出席いたしませんでしたが、御質問の御趣旨は承わっております。したので、私の理解する範囲におきまして、お尋ねに対してお答えを申し上げます。

私が承わっております御質問の御趣旨は、総理庁の外局たる庁には、その内部部局として部を置くことが行政組織法において定められているのに、科学技術庁においてその内部部局として局を設けるというところは組織法違反の疑いがあるのではないかと御趣旨のようにならぬか、それで間違いないがございませぬければ、その点につきましてお答え申し上げます。

これは非常に重要なお尋ねであると

思いますので、根本的な態度について申し上げますと、国家行政組織法と申しますのは、国の行政組織の基準を定める法律でございます。そうしてまた行政官庁といたしましては、この基準を遵守する責任のある官庁であることは申すまでもございせん。従いまして、私もどもといたしましては、この国の行政組織が国家行政組織法の定める基準によつて制定されて行くように、力を尽している次第でございます。それと同時に、国の行政というものは生々躍動し、発展して行くものでございますから、そのときどきの必要に応じまして、行政機関の形態、内容も同時に発展して行かなければならない。それに応ずるために、また行政組織法の基準も合理的に検討いたしまして、もしも変える必要があるならば、なるべく事態に沿つた基準であるようにこれを検討して行くことも私どもの義務であると存じております。そういう根本的な立場からお答え申し上げる次第でございます。従いまして、あくまで現在の行政組織法をそのまますなおに順守して行きますならば、各府、省の外局である庁には、その内部部局として部を置くことが当然でございます。ただ、それでは法律の建前がそれに対して例外を許さない、あるいは部以外のもので置くことを禁止しているものであるかということが第一点の問題になります。それから第二点の問題として、現在新たに出て参ります総理府の外局としての庁に内部部局として局を置くことが必要であるかどうか。必要と認める場合に、それを認める道がなにかと思うのであります。

それで第一の問題について申し上げますと、行政組織法の七条の第一項には、各府、省には内部部局として官房、局、課を置く、こうなっております。読み上げてみますと、条文上はつきり、第七条の第一項といたしまして、

府及び省には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置く。

官房 局 課

とはつきりうたつております。次に、第二項におきましては、庁には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置くことができる。

これはすなわち庁の方には「できる」ということで若干ゆとりが認められております。すなわち庁には官房、部、課を置くことができる、こういうように規定してございます。それに基きまして、その庁の大小によりまして、ある場合には部も置かないものがございます。現に北海道開発庁のごときは部を置いてございせん。それから部を置くことができると思つてありますので、それでは部課以外のものを禁止しているかという趣旨でございますが、これは必ずしも禁止しているのではない、特に必要があります場合には基準法には従うけれども、同じ法律として、国会の議決によりましての特例法を認めることができるんじゃないかという建前が参つております。その実例といたしましては、すでに御審議いただいて制定しております防衛庁設置法がございします。防衛庁設

置法ではその第十条で、防衛庁には防衛局、教育局、人事局、経理局、装備局という五局を置いておきますし、なお過去におきましては、引揚援護庁には援護局と復興局というものを置いたことがございました。そういうような事情で、法律的には、法律をもつてすれば特例として置いても差しつかえないということが政府内部の公けの解釈となつております。それが第二点の法律問題。それでは第三点に、庁に局を置くことが望ましいかどうかという問題でございます。この場合におきまして、組織法は割合窮屈な基準を設けております。あるいは画一的な基準を設けておきたいと思つておられるかと思つては、すなわち府及び省の外局として庁を置くということがございまして、総理府におきまして国務大臣を長官とする省にも準すべき大きな庁も、あるいは各省の比較的行政事務のまとまつたものとして内局と区別して置く庁にも、同じように一律に外局制度を適用いたしまして、その間に区別がございせん。従いまして、総理府の国務大臣を長とする庁、すなわち防衛庁でありますとか、経済企画庁でありますとか、行政管理庁のような庁におきましては部長クラスというものと、それから各省の局長クラスというものと、その職務内容におきましては差がない。従いまして、具体的に例を申し上げますと、経済企画庁のごときにおきまして、その部長には各省の局長級の交流をするというふうな必要が起るものであります。これは今の職階制の運用におきまして、とかく局長の方が部長よりも給与がいいというふうな関係で人事交流が

非常に困難になつてくる。今度の科学技術庁のような場合におきまして、各省の局長あるいはそれ以上のクラスのものをおきましては、引揚援護庁に行きたい。そして盛んに各省と交流をしたいというふうな場合におきまして、これを部長のままにしておくとすることはきつめてその運用上支障を来たすので、これは何とか局長にしたいということが行政審議会委員の一致した要請に基き答申でもありまして、関係省におきまして、そういう強い要望があるわけでありまして、そういうような趣旨に基きまして、自由民主党における政策審議会の場合におきまして、特例として局を認めたいというふうな形でございまして、このたびの科学技術庁設置法案におきまして、部にかえまして局を設けるというところは、現在の行政組織法の建前及び行政運営の実情から見まして、特例と考えました場合においてはこれは差しつかえないことである、こう考えております。

○千葉信君 全部聞かないでしまったけれども、大体聞いても聞かなくても同じような内容だと思つております。前段の方の聞いた分から考えてみても、実に苦しい答弁で、一生懸命さをからすと言いくるめようとして、国民が聞いてもわからぬ理屈をこねているのです。国家行政組織法そのものは生々発展する行政の状況に応じて相当幅のある解釈をしなければならぬということを言つておられるのですが、私はその行政部門が生々発展しつつあるという点については、おっしゃる通り認めます。しかし、それだからといって、法律に規定されていることを、たとえば今おっしゃつておられることを聞くと、片方には「内部部局を置く」となつていて、片方は「内部部局を置くことができない」という表現だからこの間は違ふのだ。あなたはその点まで言つておられる。それなら、いろいろな点について僕はあなたに聞きたいけれども、しかしあなたとここで議論するつもりはなから私の質疑だけを行います。あなたが「おっしゃる通りに、第七条の關係が、片方は、府や省は「内部部局を置く」となつておられるからこれははつきりしている。しかしあなたの方は「置くことができる」ということになつておられるのだから、この点については幅があるのだ、こういう答弁です。もしそういうあなたの方の言うことが正しいとしたら、同じ行政組織法の中に例外規定がある。第二十一条によりますと、「現業の行政機関については、特に法律の定めるところにより、第七条及び前条の規定にかかわらず、別段の定めをすることができ。」と、こうなつております。こういう点からみても、法律自体はそういう幅のあるものだなという解釈をすることが一体できるかどうか。そういう例外が必要だから、例外を認めなければならぬから、だから第二十一条というものは設けられておられるのでしよう。この場合は、現業以外のものについては第七条によつてやるべきだということとは行政組織法の今の建前は前例がないわけじゃない。たとえば引揚援護庁設置令、これはなくならましたが、おっしゃる通り、なるほど援護局、復興局、それから現在防衛庁設置法によりますと、第七条二項に該

当する庁でありながら、ここにあらうに五つの局が設けられている。こういうふうな設けられているのだから、法律が国会において成立し、こういう既成事実が認められたということは、そこにも国家行政組織法の幅があるという解釈にならなければならないのだ、そんなばかなことではないです。これはこういふ国家行政組織法に対する十分なる検討や審議がなかつたからこんなことになつてしまつた。もし当時この問題が審議されておれば、こういう局は設けることができないという結論に達するか、さもなければ、当時国家行政組織法は改正されなければならぬはずだ。これはあなたのおっしゃるようなさういふ答弁は、突き詰めていふと、これは国会を愚弄した答弁だということになると思ふのです。

○政府委員(岡部史郎君) ただいまの千葉さんのお尋ねにお答えいたしますが、正直に申し上げまして、第七條の第一項と第二項に確かに表現の違いがある。片方は、第一項は「置く」、第二項は「置くことができる」と、こうあります場合に、第二項の「置くことができる」といふ表現の場合において、これは第一項と比べて二項を解釈した場合に、二項の方にゆとりがある、こう考へることは、これは法律の常識として、これは当然千葉さんお認めになることだらうと存じます。この点につきましてはこれ以上申し上げません。それから次に、第二十一條について、現業機関について、この七條、それから二十條についての特例を認めることができる、こういう規定がございます。これは私も承知しております。これはどういふことかと申しますと、これも千葉さん御承知の通り、郵政省であるとか、あるいは印刷局であるとか、造幣局であるとかいふ現業機関は、これは普通の行政機関と事務の運営が違ふから、内部事情もこれは特段の違いをしなければならぬ必要がある、普通の行政機関の組織で縛るのは、これは窮屈だらう、こういう趣旨でございますが、今の科学技術庁であるとか、防衛庁に対する例外とは考えられておられません。従ひまして、その特例として、私は郵政省あたりには、もつと郵政省の実情に應じた組織ができるものと、この二十一條を根拠にして考へております。現実にはさう大して違つておりませんが、特例として考へておりますのは、たとえば郵政省の官房に人事部を置きましたり、資材部を置きましたりしておるのでございまして、これはまさにその例外と考へておりますので、御承知の各省の官房とか、局に部を置きます場合には、暫定的な例外として省の中に特にのけておられますが、この別表第一をごらんになりますしてもわかります通り、郵政省の欄には現にさういふ官房に部があつたりするのを掲げておりません。その趣旨でございますが、さういふことになつておられますが、この二十一條はさしあたりこの場合には関係がないものと思つております。それから第三番目の、それは従来いろいろな例があるのは、それは審議不十分の関係で、ものも審議がされるならば、このようないことがなかつたらうという御意見でございますが、これは十分ご意見とまでございまして、この各省の外局である庁の内部機構におきまして、このやうな特例を認めることがいかに悪い

かというところは、これは行政制度の政策上十分私は御審議いただきたいことと思つております。その際に各省の庁と、それから先ほど申し上げました通り、国務大臣を長官とし、各省の局長と交流しなければならぬという、総理府の庁と同じには扱つていいかどうかというところは、これは組織法上検討しなければならぬ問題でございます。この点につきましては、私も目下真剣に現在の行政の実情に應ずるやうに今検討中でございます。

○千葉信君 一番最後におっしゃられた現在の行政の実情に應ずるやうに最善の努力をされているという御答弁は、国家行政組織法のこの条文等を含む改正について、行政管理局の方ではいろいろ研究を進めておられると、こういうことです。

○政府委員(岡部史郎君) 行政組織法があくまで、これがあります以上は、行政組織法の基準を定めておるものでありますから、その基準を順守されるものでなければならぬ、同時にその基準が画一的に実情に即しないようになりまして、特例が多くなつて、甚しき準法の生命を失ひますので、むしろ絶えずその実情に合うやうな基準法たらしめなければならぬ、さういふ意味におきまして、今、千葉さんからも重ねてお尋ねのありました点につきまして検討しておりますので、行政組織法を改正するやうな機会もございするならば、さういふやうな点についても当然問題にしていただかなければならぬと存じております。

○千葉信君 そういふことになれば、行政管理局の方から、いつさういふ行政組織法の改正案が出てくるかわからないけれども、もしも解釈として私どもがとつていふやうに、今度の科学技術庁の設置法による局の設置は、少くともその現行の行政組織法では、これは違反とは言わぬまでも、抵触していることは明瞭である。さうしてこれは国民が常識上考へても、さういふ第七條に、府、省に對しては官房とか、それから、課を置くものとすると、それから外局である庁に對しては、官房、それから部、それから課を置くことができる、さういふ行政組織法になつてゐるの、今回の科学技術庁設置法案によりまして、この第七條の第二項に、さういふ抵触しているといふことは、どんなに国会でうまい答弁をしてみても國民は承知しません。さういふことは、さういふ法律の条文があるのに、それと違つたり方をするといふことは違法行為なんだ。今までさういふ事実があると言つてみても、その事実がやがてこの法律と抵触しているといふことになるのです。さうなれば、もしあなたがお尋ねのやうに、これから行政組織法を檢討して、同時にまた改正案を出すといふことになつて、その法律が國會を通ればこれは問題がはつきり解釈される。しかしそれまでの間は、國會としては引揚援護局の関係であるとか、あるいは防衛庁の関係で、既成事実があるからという理由で、さういふきりにはいかぬ。さういふ目をつぶるわけにはいかぬ。さういふと、この法律の審議の關係は、非常に、そのあなたの方から出てくる行政組織法の改正案なるものと深い関連を持つてくることになるのです。一体いつごろあなたの方ではさういふ具體的な措置をおとりになるのですか。

○政府委員(岡部史郎君) 千葉さんのお尋ね、まことにさういふことでもございまして、ただしかし、私が申し上げました組織法に關する限りは、これは国の行政組織法の基準を定める法律について、その行政組織の実情に合うかどうかは絶えず検討し、國會の御審議を願う準備をしているといふことでございまして、それで、それではそれは別問題に、この科学技術庁設置法がこの第七條の二項と違反するじやないか、抵触するじやないか、違反するともたは言わぬので、抵触するじやないかといふお尋ねでございますが、その点につきましては、まことにさういふこともなおります。さういふので、当然出て参ります疑問でありますので、私もこの設置法の審議の際には、その点につきましても相當慎重に検討したはずでございます。従ひまして、この設置法の第十二條以下には見出しだしますと、第十二條以下には見出しとして「(特別な職)」といふことを特に掲げてございまして、さうして十三條には、「各局に局長を置く」といふことをはつきりうたつております。それからその第三項に「局長は、命を受け、局務を掌理する」といふこともはつきりうたつてあるわけでありまして、すなわち科学技術庁に現在の状態のまま局長を置くといふことは、これはあくまで特別な職なんぞで、特別な職であるから、特別にその職務内容はつきりし、これは部長にかえて特別な職として置かれるのだといふことを明らかにしておきまして、従ひまして、さういふ意味におきまして、これは国家行政組織法第七條の特例である。黙つていけば抵触する疑いもありますから、

特例であるということを明らかにいたしまして御審議をいたたく、こういう建前でございませう。あくまでこれは特例を認めていただく、こういう趣旨でありますから、御了承いただきたく思います。そういう意味で用意がしてある、こういうことです。

○千葉信君 これはすいぶん苦しい答弁だけれども、その御答弁では筋が通らぬときがある。岡部さん、一体あなたは今の答弁で筋が通っていると思っているのかい。

○政府委員(岡部史郎君) これはあくまでその点におきましては現行法の建前において筋を通したつもりでありまして、当然に第七条第二項を無視して……七条二項に該当するのだとすればこのような苦しい表現は使っておりません。御議論の点を十分頭に入れます。これはどうしても科学技術庁には局制を設ける必要があるんだという建前から、特例を、特別な職として設けたわけでございませうから、これは御審議をいただく十分な値打ちがあると、こう考えております。

○千葉信君 どうも値打ちがあると押しつけられても、僕の方ではその値打ちを認めるわけにいかぬのです。一体政府の最近やっている事項はこればかりではなく、これに似た事項が多々あるのです。たとえば憲法第九条の解釈についてはいい例だと思ふ。はつきり戦力云々、交戦権云々はつきりしているのに、政府の方では事実でもって、実際の憲法の精神をくずしてきています。それと同じように、今度の科学技術庁の關係でも、国家行政組織法でもこんなにはつきりしている。科学技術庁の設置法の中で(特別な職)という

項でこういう条文を設けた。こういう条文を設けたからだから行政組織法の關係はいじやないか、こういうばか話私は成り立たぬと思うのです。これはどうも今の問題に關する限り頭脳明敏な岡部さんが及第したとは私は考えられない。これ一つ行政管理局の長官でも呼んでもらって、はつきりけじめをつけぬことでは、今のような答弁で国会がよろまかされてはたまらぬのだ、これは。

○島村重次君 法制局の解釈を一つ。なお参議院の法制局の方の解釈をあわせて。

○政府委員(野木新一君) ただいま千葉先生と岡部部長との質疑応答は、私途中から拝聴したわけであります。あるいは多少食い違ふ点があるかと思ひますが、問題点は実は昨日ちょっとはから承りまして大体勘どころは承知しているつもりであります。それについて御答弁申し上げます。

お説のように、国家行政組織法第七條第二項から申しますと、庁には局を置くというところは書いてないことは御指摘の通りでございます。それから第七條第一項、第二項と比べてみまして、第一項には「左に掲げる内部部局を置く」と暫定的に規定いたし、第二項では「左に掲げる内部部局を置くことができる」というように規定してあるというところは先ほど岡部部長からも申し上げておりましたが、私もそう思っております。

次にそういうようなことからいたしまして、この科学技術庁設置法は国家行政組織法に違反するのではないかと、いう議論であります。違反するとい

う言葉の意味であります。まあ憲法と法律というふうな關係におきましては、上位法及び下位法の關係でありまして、まさに下位法は上位法に違反してはいないというふうな意味で、違反という言葉を割合に素直に使えと思ひますが、国家行政組織法と科学技術庁設置法の關係においては、そのような意味の違反といふことはまあ生じないのではないかと思ひます。ただ違反とおっしゃる言葉が、おそらく言わんとするところは国家行政組織法は一つの国家行政組織の基本について定めた法律であるから、そのちよつと例外的なものがここに出ておる。そういう意味で基準なり基本法の趣旨に沿わないではないかといふような意味で、おそらく違反といふ言葉を使われたのでないかと存ずる次第であります。そういういたしますと確かにこの科学技術庁設置法は、国家行政組織法から見ますと一種の国家行政組織法のきめたワタナリ、いろいろの道具立てにすつとそのまま入るというものではない。多少の設置という問題点におきまして、多少の設置という問題点があるといふことはそれはお説のように言ひ得ると存じます。その意味で先ほど岡部部長が最後の方に申したように、この科学技術庁設置法は国家行政組織法の特例的部分も含んでいふことを答弁されたのは、そのことを言っておるのではないかと存じます。立法の態度あるいはある制度を作る態度といたしましては、一つの国家行政組織法といふような基準法なり基本法と申しますか、基準を定めた法律がある場合に、特段の理由がない限りはその基準ののちとっていくといふのが、その基準

法を制定した趣旨であると存じます。何か特別の、特段の理由のある場合には、同じ法律のことでもありますから、多少の特例を認めることもこれはやむを得ないのではないかと存じます。その場合に設置法を改正してから行ふべきだといふ論議も確かに一つの議論として成り立つと存じますが、何ぶん行政組織などについては非常に要領でもありますし、多少の点は、まづ特例がやや出て、それからそれが特例でなくて一般的に進化して、一般的な形で法律に取り入れられるというこ

にはめ込んでみたいといふ点でいろいろ議論いたしました。今言つたやうないきさつでこれについてはやはり特例を認めるのはやむを得ないだらうといふことで、一種の特例を認めた次第であります。

先生がいろいろ言われるように、法律の発達は例外の方から発達していくといふようなこともあります。それをそのまま引くわけではありませんが、法律の進化論も各分野においては間々見られることでもあります。しかしながら私どもとしましては、なるべくそういうような特例は何か特別の理由がない限りは許さないといふ点で、これはぜひ議論してみたいけれども、この科学技術庁設置法というふうな、科学技術という面は日本の今までの行政機構においてはあまり重んぜられていなかった。従つて普通の国家行政組織という面においては、このような技術關係の行政組織については、今まであまり重点的に考へておらなかつた。十分配慮しなかつたという面もあるいはあるのではないかと。従ひましてこういう点においてはやや特例が出てくるというこ

にはめ込んでみたいといふ点でいろいろ議論いたしました。今言つたやうないきさつでこれについてはやはり特例を認めるのはやむを得ないだらうといふことで、一種の特例を認めた次第であります。

先生がいろいろ言われるように、法律の発達は例外の方から発達していくといふようなこともあります。それをそのまま引くわけではありませんが、法律の進化論も各分野においては間々見られることでもあります。しかしながら私どもとしましては、なるべくそういうような特例は何か特別の理由がない限りは許さないといふ点で、これはぜひ議論してみたいけれども、この科学技術庁設置法というふうな、科学技術という面は日本の今までの行政機構においてはあまり重んぜられていなかった。従つて普通の国家行政組織という面においては、このような技術關係の行政組織については、今まであまり重点的に考へておらなかつた。十分配慮しなかつたという面もあるいはあるのではないかと。従ひましてこういう点においてはやや特例が出てくるというこ

にはめ込んでみたいといふ点でいろいろ議論いたしました。今言つたやうないきさつでこれについてはやはり特例を認めるのはやむを得ないだらうといふことで、一種の特例を認めた次第であります。

先生がいろいろ言われるように、法律の発達は例外の方から発達していくといふようなこともあります。それをそのまま引くわけではありませんが、法律の進化論も各分野においては間々見られることでもあります。しかしながら私どもとしましては、なるべくそういうような特例は何か特別の理由がない限りは許さないといふ点で、これはぜひ議論してみたいけれども、この科学技術庁設置法というふうな、科学技術という面は日本の今までの行政機構においてはあまり重んぜられていなかった。従つて普通の国家行政組織という面においては、このような技術關係の行政組織については、今まであまり重点的に考へておらなかつた。十分配慮しなかつたという面もあるいはあるのではないかと。従ひましてこういう点においてはやや特例が出てくるというこ

にはめ込んでみたいといふ点でいろいろ議論いたしました。今言つたやうないきさつでこれについてはやはり特例を認めるのはやむを得ないだらうといふことで、一種の特例を認めた次第であります。

先生がいろいろ言われるように、法律の発達は例外の方から発達していくといふようなこともあります。それをそのまま引くわけではありませんが、法律の進化論も各分野においては間々見られることでもあります。しかしながら私どもとしましては、なるべくそういうような特例は何か特別の理由がない限りは許さないといふ点で、これはぜひ議論してみたいけれども、この科学技術庁設置法というふうな、科学技術という面は日本の今までの行政機構においてはあまり重んぜられていなかった。従つて普通の国家行政組織という面においては、このような技術關係の行政組織については、今まであまり重点的に考へておらなかつた。十分配慮しなかつたという面もあるいはあるのではないかと。従ひましてこういう点においてはやや特例が出てくるというこ

にはめ込んでみたいといふ点でいろいろ議論いたしました。今言つたやうないきさつでこれについてはやはり特例を認めるのはやむを得ないだらうといふことで、一種の特例を認めた次第であります。

先生がいろいろ言われるように、法律の発達は例外の方から発達していくといふようなこともあります。それをそのまま引くわけではありませんが、法律の進化論も各分野においては間々見られることでもあります。しかしながら私どもとしましては、なるべくそういうような特例は何か特別の理由がない限りは許さないといふ点で、これはぜひ議論してみたいけれども、この科学技術庁設置法というふうな、科学技術という面は日本の今までの行政機構においてはあまり重んぜられていなかった。従つて普通の国家行政組織という面においては、このような技術關係の行政組織については、今まであまり重点的に考へておらなかつた。十分配慮しなかつたという面もあるいはあるのではないかと。従ひましてこういう点においてはやや特例が出てくるというこ

にはめ込んでみたいといふ点でいろいろ議論いたしました。今言つたやうないきさつでこれについてはやはり特例を認めるのはやむを得ないだらうといふことで、一種の特例を認めた次第であります。

なことを言われておるようですが、法制局として、まあ今の答弁も引つくり返してもいいと思うのだ。

しかし僕は一点だけ聞きたいことは、国家行政組織法にこうあるのですよ、第三条に、「国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。」法制局は一体この条文を何と考

えておるか。そしてそういうふうな法律で行政機関をこういう組織にするといつてきめて、それによって第二条が初めて生きてくる。第二条によると、「国家行政組織は、内閣の統轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によって、系統的に構成されなければならない。」国の行政機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならぬ。」第二条は第三条の規定の根本精神なんです。こうはつきりあるのですよ。この行政組織法で定め

るなんということがある第三條にあるのに、これはあなたが言われるように、やはり科学技術の振興が国の重要な施策であるから、その重要度の度合に応じてある程度法律の幅を広げて考えてやってもいいじゃないかとあなたは言われるけれども、私も科学技術の振興が刻下喫緊の重要問題であることは賛成する。しかし重要な問題であるからといって、こういう根拠法がはつきりしているのに、その行政組織を規制する場合に特例を設けてもいいのだということにはならぬ。そんな議論はどうかとも出てこない。その解釈の仕方は私は法制局としては重要な失態だと思ふ。私はこの科学技術庁設置法が内閣でいろいろ審議されたとき

に、あなた方が非常に追い詰められたような格好で、最後には賛成しなければならぬ状態になった経緯も知っています。しかしそれだからといってあなた方が先に立つて法律をくずしてもいいという解釈を法制局がとっているのか。

○政府委員(野木新一君) 千葉先生の御意見は、法制局的な立場から申ししますと、非常に一々ごもつとも存する議論でありまして、法制局の立場におる者として、法制局の立場におる者と存しまして、非常な御言葉と存じまして、非常にありがたく拝聴と申しましたのは、あるいは非常に意味が強く響き過ぎたかとも存じます。法制局といたしましては、やはりこういうような国会で御制定になった国家行政組織法という一つの基準の法律がありまして、すべての行政組織はこれにあてはめていきたいという努力をしたのは当然であります。また努力してきてはいるわけでございます。しかしながら何分行政というものはいろいろ変化し、進展するものでありますし、ことにこの科学技術というものについては、原子力その他新しい世界における発達を背景といたしまして、特に変化の著しいものでありますので、いろいろの要求がございました。この特例が大きな特例でなくて、この国家行政組織法から見ても、まあ特例としてやや軽微なものではないかというふうな意味のものならば、結局同じ法律同士でありますから、ことにその特例が、将来のあるいはたとえ行政組織法を改正するといった方向から見て、新しい改正法の方向から見ても、それに逆行するということのようなもの

であつたら、また非常に別の意味の問題になるかもしれないが、あるいはそういうような、これは結局国家行政組織法をどういうふうに改正するかというところは、国会の御制定になる問題であります。私ども法制局の立場から見まして、そういう方向を一応頭に入れて考えてみました場合に、まあ私も考えた方向と必ずしも逆行するものではないというふうな意味の特例であり、しかも現行の国家行政組織法からみても非常に大きなものともいえない、現行の国家行政組織法そのものを破壊する、基本を破るといふところまでいかないものならば、まあ漸次若干の特例は認めるといふことは、必ずしも法制的立場として自叙的行為であります。しかもこの程度に考えたわけでありまして、しからばこの特例が国家行政組織法全体から見てどの程度のものであるかというところを考へてみますと、先ほど岡部部長から申しましたように、七条第二項で「置くことができる」というようにやゆとりのあるように解釈して書いておきますので、そういう点を考へてみますと、法制局といたしましては、行政機構を管理して行政官庁の方で実質的にそれはやむを得ないだろうと認めてきましたことでもありまして、法制的の点から見ても、そういう点ではまた若干の特例を認めてもやむを得ないだろう。そういうように考へまして、法制局といたしましては審議を完了いたしました国会の御批判を仰ぐ、そういうようなことになった次第であります。

○島村軍次君 法制局は法律の番人で、ずいぶん行政的に見ると逆に非常に細かい問題も、法律でこね廻して細かいところまで注意を与え、しかも法律の解決を厳格に解するという立場におられるので、ただいまの答弁を聞いてみますと、どうも千葉さんのお言葉を借りて言うようでもあります。追いつめられて政治的な答弁をするような感じがいたすのですが、そこで行政官庁の行政官に伺いたいことは、近く行政組織法の改正について全般的な提案をされるように承わっておりますが、その際にこれらの諸問題を考慮のうちに改正をする御意思があるかどうか。しかもその提案はいつ頃される予定であるか、これを伺っておきたい。

○政府委員(宇都宮徳馬君) これらの実情に合うように国家行政組織法を改正いたすべく、今立案中でございます。そうしてその提案の時期はもちろ日本国会中でございますが、何日ということはたまたまおきまつておりません。

○島村軍次君 そこで先ほどの答弁を伺つてみますと、すでに既成事実として防衛庁が局を設けておる。これは第七條には実質的には違反とは言えないが、もうすでに法律で既成事実ができるのであるから、その前例に従つたというふうな意味のお言葉もあつたやうであります。しからば既成事実が、特例として最小限度にすでに防衛庁なり、ここにまた科学技術庁の設置法においてその特例を作るとすること、これは既成事実もほとんど出てくるというのであつて、現段階におきましてはむしろ進んで改正をすべきであるというところは、先ほど申し上げた通りであります。

○政府委員(宇都宮徳馬君) 行政機関の外局には原則として局が置けないこととしましておるわけでありまして、とにきまつておるわけでありまして、外局に特に必要がある場合には局を置くこともできると、國務大臣を長とする外局に局を置くこともできるといふ規定を設けるつもりであります。

○千葉信君 だいたい今の答弁ではつきりしてきたと思うのです。外局には局は置けないことになっておるからという答弁であります。これでまあ先ほど来もやもやして、まだわれわれがごまかされそうになっていた問題が、はつきり今の答弁で第七條の解釈も確立したわけですね。その点では問題は、一歩前進できると思うのです。そこで、今、政務次官もはつきりおっしゃつたやうに、先ほどこれらの問題とおっしゃつたのが、さらに具体的に國務大臣である長官のもとに設けられる外局、つまり庁の場合では局を置くことができない、そう国家行政組織法を改められる御意思がはつきりました。それ、御提案になられる時期は、特に明確な日時等は、これま御答弁いたしたごうといつても無理だと思ふ。しかし、予想としては、やはりこれから政府としての態度をきめ、それから国会にその法律案が提案され、それから国会でこれを審議する、こういう段取りにならうと思ひます。で、そうなりますと、この点をどうするかというのを聞かなければ

を省に昇格するという案があるのじゃないですか。その点を一つ伺いたい。

○国務大臣(正力松太郎君) 実は衆議院の方で付帯決議が出ておりまして、省に早くするようにこっちは考えているのであります。付帯決議を実行するつもりであります。

○委員長(小柳牧衛君) 暫時休憩いたします。一時半に再開いたします。

午後二時四十三分開会

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから再開いたします。休憩前に引き続き科学技術庁設置法案に対する御質疑を願います。

○野本品吉君 提案の理由にございますように、非常に資源の乏しい日本、それから経済基盤がきめて脆弱であり、しかも莫大な人口を抱えておるという点から考へて、国民経済の自立、発展、あるいは国民生活水準の向上、これを旨としての科学技術庁設置法案でありますから、これは国民のすべてのものがこの限りにおいて反対する理由はないと思ひます。また一方ややもすると各行政庁の間のセクト主義というものが非常に強いものがありまして、ばらばらになりがちであるけれども、それらを総合調整して基本政策の企画推進に当る、あるいは各省庁間の総合調整に当る、こういう点から考へまして、大へん私は適当な措置であると考えておるわけでありまして。こういうふうな考へてどこから見まして問題にならない適切な提案であるこの法案に対して、なお世間でいろいろと批判があり、あるいは疑いの目を向けておる点もあるわけでありま

して、これらの点について政府の御説明をお伺いいたしまして、世間の批判や疑いの目に対しては、はっきりした説明をしておく必要があると、かように考へて御質問申し上げるわけですが、その第一点は、科学技術の範囲の問題であります。これは日本学術会議法の中で、学術会議が自然科学と人文科学に分け、その自然科学の中に、理学、工学、農学、それから医学、歯学、薬学というふうに分れております。この科学技術の範囲というものをどういうふうにお考へになつておるか、一応お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤三三君) 私からお答えいたします。大別してたゞいま御指摘のように、いわゆる人文科学を除き、進めたいと思ひます。たゞいま御指摘の後段に属する問題は全部包含しております。

○野本品吉君 次に世間ではこの法案を前にいたしまして、総合調整ということが言われているが、その総合調整がややもするというと、統制強化というふうな方向に行くのではないかと、うことについて、いろいろと疑問を持ち、また批判を加えているわけでありまして、そこでこの法案全体を見まして、そういう感じがする部分は、一つは第四条の十二、十三の「関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整を行うこと」、それから「関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整を行うこと」、この十二、十三を見ますという、すなわちこれを

見れば別であります。先ほど申しましたような印象を受けないでもない。それからさらに第八条の三項を見ますという、やはりそういうことが言われておりますし、さらにここに「委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整」、それが修正されて大體この「経費の配分計画」ということまで言われているわけですが、それから十一條の長官の権限の問題であります。特にこの権限のうちで三の「科学技術の振興及び資源の総合的利用に関する重要事項について勧告すること」ができる、それから、その四に「その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることが出来る」、最後が問題であります。五のつまり内閣法第六條の規定によりまして、「閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する」という事項までも、その発動に対して意見を具申することが出来る、これら点を総合してみても、先ほど申しましたような総合調整が、いわゆる悪い意味の統制強化に移行していくのではないかと、こういう疑問を持っています。これらにつきましては私は正力国務大臣からの御答弁をいただきたいと思います。

○国務大臣(正力松太郎君) ただいまお話のありましたように、これは文句から見るといかに統制でもするの、よく見えるのです。しかし、これは総合調整でありまして統制でありませんから、この文字通り調整だけでありまして、決して統制するようなことはいたしません。

○野本品吉君 ところで一つ、これは関連したことですが、予算に関するいろいろな総合調整等をされるわけ

ですが、経済企画庁の設置法の第三條の二号に「二以上の行政機関の経済施策に關連する総合的かつ基本的な政策の企画立案」、三号に「経済に關する基本的な政策の総合調整」ということがうたわれております。経済企画庁の設置法が審議されますときに、長官が見えられまして、予算その他についての総合調整をしようと言われておりますが、そこで私がお伺いしたいのは、その経済企画庁の予算その他に対する総合調整と、それから科学技術庁の総合調整というものがどういふ關係になつてくるかという点。

○政府委員(齋藤三三君) 経済企画庁の総合調整の問題は、申し上げるまでもなく経済、主として予算の総合調整をはかるので、たとえて申しますならば、国土総合開発に關しまして各省間の開発に關する調整をどうとるかというふうな問題は、現に予算の上にも盛られて、これは実施の面に移されつつある問題であります。ただ、この科学技術庁におきます関係各省間の総合調整は、御承知の通り、今日各省庁間に分属せられております付置機関、その内容をよく調査いたしまして、同じ問題に対して重複しておるような場合があるとか、あるいは予算のとり方においてむだなところがある、そういう点がございましてならば、これに対して総合調整をはかつて、この科学技術庁設置の目的であります科学技術の振興をはかり、国民経済の発展に寄与するためにそういうふうな適切な総合調整をはかりたい、こういうふうな考へております。もちろんこの科学技術の総合調整というものは、究極において経済の問題になつておるのでござ

いますから、私たちの考へといいたしましては、経済企画庁の経済計画と科学技術庁の科学技術振興対策というものは、あくまでも車の両輪のごとく、両々相俟つてその実効をあげていくものである、そういうふうな考へておる次第であります。

○野本品吉君 それからこれも世間でいろいろと心配されておることですが、原子力委員長である国務大臣が科学技術庁の長官になるとしますと、予算的にも、その運営の面においても、重点が原子力関係のものに置かれて、そのほかのものが添えものになるような心配があるということを言われておりますが、これについて大臣はどういうふうな考へておられますか。

○国務大臣(正力松太郎君) 実は科学技術庁の中に原子力局が入つておりますが、つまり原子力というものは非常に最新式の科学技術でありますから、そこでこの中に入れたのでありまして、私は原子力委員会の委員長をしておりますが、科学技術庁の長官として、私は、みな同一に扱ふべきものと心得ておりますし、疑いのないようになん力注意いたします。

○野本品吉君 日本学術会議法では、「科学に關する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分」、それから「政府所管の研究、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針」、さらに、「特に専門科学者の検討を要する重要施策」というようなことにつきまして政府が諮問する、こういうことになつておるわけですが、そこで科学技術庁の予算、試験研究等に対するいろいろな施策が独

走しますと、日本学術会議の規定が空文化するといひますか、稀薄になってくるという心配がやはりあるわけですね。このことにつきましては、先般学者の参考人の出席を求めまして、いろいろと学術会議の会長の茅さん等の意見も聞いたわけですが、私どもも最高の学者の集まっております日本学術会議というものが、やはり科学技術振興の上に最高度に活用されることが希望されるわけですが、運営の点におきまして、大臣はこれをどういふふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(正力松太郎君) 科学技術庁の長官として、また同時に科学技術行政協議会の副会長をいたしておりますので、私は双方よく調整をとりまして、必ず一方に偏することのないように努力いたします。

○野本吉吉君 さらに第十六条をやはり問題にされる方があるわけですね。科学技術庁の附属機関として、航空技術研究所それから金属材料技術研究所というものを置かれる、さらに原子力局というものがこの中に入ってくる、こういうふうになってくると、世間では、これは防衛庁の姉妹機関か防衛庁の附属機関になるじゃないか、そういうふうにならないういふ感じがする、ということをお聞きされていく感じがする、あるわけですね。そのことについて大臣のお考えは。

○国務大臣(正力松太郎君) 防衛庁は防衛庁長官がおりますし、また私の方は科学技術庁の長官でありますから、決して防衛庁の長官の下にいくわけに参りませんから、どこまでもそれを尊重してやります。これは私の方の下になるのですから、防衛庁の下にな

るようなことはいたしません。

○野本吉吉君 さらにその点で、これもやはり科学技術の最高峰を行こうとしておる。ある部分においては、防衛庁に技術研究所がありまして、いろいろな研究をされておる、これはやはり防衛庁独自の研究だと思ひますが、それとこれとはどういふ関係になって参りますか。

○国務大臣(正力松太郎君) 防衛庁のことは、要するに防衛に関する技術であります。これは全く平和に関する技術でありますから、その区別ははっきりしております。一方は兵器であります。一方は平和利用の技術でありますから。

○千葉信君 関連して。どうも大臣の御答弁を聞いておると随所に政治的な答弁が多過ぎる。これは聞かんとするところに率直にお答えになっておらぬところがずいぶんある。その中に今の御答弁も入る。大臣は防衛庁の技術研究所の關係、具体的にその問題ですが、その關係と、それからこの法案で各關係行政機関の科学技術に関する試験、研究、この問題については一方は兵器だから、一方はあくまでも平和利用の目的のもとに行われるのだから、この二つははっきり違うという答弁をされましたが、その答弁で大臣、間違いないということになりますと、今までの衆議院における答弁と大きな食い違いを来たすことになりませんが、その点どうですか。あなた間違わないようにちゃんと答弁しなければだめですよ。

○国務大臣(正力松太郎君) 私は技術的のことをあまり詳しく知らぬので、しろうとでなるほど答弁が政治的に

なったかもしれませぬが、技術的なことは政務次官が詳しいですから、政務次官から……。

○千葉信君 私は政治的な答弁になつてもいいと思ひます。いいと思ひつけられども、少くとも本旨をとり違えちゃいかぬ、大事な点をとり違えちゃいかぬと思ひます。今までの政府の答弁によりますと、はつきり行政管理局の方でも、それから提案者としての齋藤政務次官の答弁におきまして、将来はこれに包含したい、包含する方針だといふ答弁なんです。今の大臣の答弁からいいますと、これはもう違つたものだから關係ないのだと、これじゃ……、その細かい、もしくは技術的なことは大臣が知らぬというのならそれでいいけれども、この点は大事な問題で、両方別々のものだといふことにはならないのですよ。今の答弁からいふと、それは大臣、係に答弁させるからと言つて逃げるような問題じゃないと思ひます。はつきりしなければ……、もう一回大臣の御答弁を一つ。

○国務大臣(正力松太郎君) 今のお答えにちよつと補足いたしておきますが、防衛庁の方でも、科学技術に関することはこの科学技術庁の方で調整いたします。

○千葉信君 そういうことでしよう。ですからちゃんと防衛庁の方にも技術研究所というものが防衛庁附属機関組織規程の中に規定されておる。その任務の内容もはつきりしておる。ところがこの試験研究の中には当然今度の法案によつて科学技術庁の中に包含せらるべき性質を持つてゐるものがたくさんあるのです。これに対して從來齋藤

政務次官は、究極において研究所、試験所というものが適当な形で傘下におさめる、これは防衛庁の關係です、そう言つておる。それから宇都宮政務次官は同じその問題について試験所の中に純粹の研究的な設備とか人員の要ることも事実は、そういうものは科学技術庁の所管のもの、研究機関になることを期待する、こういう答弁をされておる。そうすると今のような大臣の答弁は、もつと明確にならなければ、一体将来は大臣はどちらへ持つていくのか、それからこの点もつと正確に、あれはわれわれの方に整理統合すべきものだといふはつきりした答弁をおやりなさい。どうですか。

○政府委員(齋藤三三君) 私から御答弁申し上げますが、この科学技術庁は科学技術庁設置法に規定してございます通り、あくまでも「科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため」という原則を打ち立てまして日本における全部の自然科学の實體を把握して参りたい、かように考えておるのであります。従いまして、ただいま大臣の御答弁になりました防衛庁の要求するいろいろな科学技術の面に關しましても、当然純粹な科学技術の立場としてはこれは触れていくと思ひます。ただこれはあくまでも科学技術庁の目標といたすところは、国民経済に寄与するといふことでございますから、相なるべくは国民経済に寄与する重点的な科学技術の振興を第一に取り上げていきたい、かように考えております。

○千葉信君 大体答弁了承できるのですが、それだけでは私は答弁にならないと思ひます。国民経済の自立といふことを言われておりますが全くその通りで

す。しかしその国民経済の自立発展という問題も、国民の生活を守るといふ条件、経済の発展を期待するといふ条件、そういう問題は、結局は根本においてあなた方が言つておられる国の安危に關する問題、国民の生活がくずれ去らないようにするといふ問題、そういう点を考えると、やはり大きな意味では、国民経済の発展という問題も、防衛庁の中の国防に關するものも、国民の生活を守るその科学技術の目的とやはり合致してゐるところがたゞさんあると思ひます。そういう意味に今の御答弁了解していいのですか。

○政府委員(齋藤三三君) 「国民経済の発展に寄与する」といふことは、非常に広範な問題でございまして、ただいま御指摘のような国防自衛のために必要であるといふ建前から防衛庁は防衛庁としていろいろな研究をやるだらうと、そういう科学技術に關しましては一応科学技術庁においてこれを検討していくということには私は間違いないと思ひます。

○千葉信君 そうすると、一般的な科学技術の研究といふことで合致する点が出てくる、こういうことですね。

○政府委員(齋藤三三君) この科学技術の研究は、これは単に防衛目的と限つて科学技術の研究をやるという局限された問題に止り上げるということとはなかなかむずかしいと思ひます。それで、私から申し上げるのは、いかにかと存じますが、一体科学技術の水準をどんどん高めて参りますといふと、その科学技術というものは一切の問題に觸れていくといふ場合が多いので、特に科学技術といふ場合には、これが防衛のためであるから力を

入れるとかそういうことでなく、科学技術全体の水準を上げていくという建前に立って一切が包含されるのじゃないか、さように考えております。

○千葉信君　ですから、結論としてこの法案による「関係行政機関」ということは、ひとり防衛庁を除く外するとうような考えは持つておられない、こういうことですね。

○政府委員(齋藤三三)　その通りであります。

○野本吉吉君　私は大体以上の幾つかの点が世間で批判され、あるいは問題になっている点でありますから、これらの世間の批判、疑いに対しては、あやまちのないように十分技術庁の仕事を進めて行かれる上において御注意をお願いしたいという希望を持っております。

それから最後にお伺いしたいのですが、衆議院で付帯決議をされております「政府は、科学技術振興の重要性和緊急性に鑑み、中央地方を通じて科学技術に関する試験研究機関、特許行政機構等に再検討を加え、昭和三十三年度において科学技術庁を更に整備拡充し、科学技術の振興を強力に推進すべきである。」この付帯決議を通しまして、科学技術の振興というものがいかに大きな問題として考えられておるかということもわかりませんが、この向うに何やらあるような気がしてならないわけですね。この「三十二年度において科学技術庁を更に整備拡充し、云々」というこの付帯決議の趣旨を、政府はどうか、この点をお伺いしておきたいと思

います。

○國務大臣(正力松太郎君)　科学技術

庁の整備拡充といふのは、つまり今度の科学技術庁に入るのは各省で科学技術に関するものはすべてひっくるめて入れることになっております。これはいろいろな都合がありましてどうしても科学技術庁に一つ入れてしまわなきゃならないということを考えております。今一つは科学技術者は従来同じ文官でありながら、幾らか待遇、地位等において劣っているところがあるのであります。これを一つどうしても普通にしなくちゃならないという待遇の面と、それから組織の面と両方にこれはわたっておるのであります。

○野本吉吉君　ただいまの御説明のほかに、午前中他の委員の方からも御質問があったのですが、省への移行といいますが、そういうようなことも考えておられるのですか。

○國務大臣(正力松太郎君)　先の組織の問題といふのは、つまり省を考えておるわけでありまして、急にすぐいかにどうかわかりませんが、できるだけ省の方にもっていくように努力したいと、こういうふうに考えておるのであります。

○田畑金光君　大臣に二、三の点についてお尋ねしたいと思ひますが、今度できる科学技術庁を担当される國務大臣でもあります。また原子力委員会の委員長でもある國務大臣であります。科学技術行政の最高地位にあるわけでありまして、ただ科学と申しましては、今論議されている科学は、主として自然科学の部門になっておるわけでありまして、科学技術の総合的な発展のためには、同時に人文科学の面も尊重し、これが発展を期さなければならぬ、こう考えるわけでありまして、ま

らぬ、こう考えるわけでありまして、まさに自然科学と人文科学の両者が総合統一された発展を確立することによつて、日本のいづゆる文化水準の向上、あるいは国民生活の引き上げ、大きな意味における経済の交流、こういう問題も期待できると考えるわけですね。それで御尋ねしたいことは、単に自然科学の科学行政の最高責任者であるのみならず、同時にまた半面の人文科学についても大臣としては一つの構想を持つておられると考えるが、この点に關しまして、大臣はどういうように今後これが発展のために施策をなすべきかという点について承わりたいと思ひます。

○國務大臣(正力松太郎君)　先ほども申し上げました通り、今まで日本の官庁組織といふものは技術者に対する待遇が普通よりも劣っている点があつたと思ひます。まずこの点も考えなくちゃならぬと思ひます。それから従つて基礎的研究をやるにしても、やはりそれに対する組織、待遇という点を考えなきゃいかぬと思ひますので、今後ますます科学技術の基礎、応用等の研究はもちろんのことでありますが、それについてはやはりその本人の待遇、組織といふものを収めなきゃならぬ。なにしろ日本の経済を救うのについては科学技術の力によらなければならぬ。今までは科学技術の力によつて経済あるいは文明の発展を考えると、どうも少かつたと思ひます。今後はどうしても日本は科学技術の力によらなければならぬ。それにはその人を働けるようにしなければならぬ。組織を作らなければならぬ。それからまた待遇の点を考えなければならぬ、こう

思つておるわけでありまして。

○政府委員(齋藤三三)　ちよつと私から補足的に御説明を申し上げます。科学技術の振興に關しましては、ただいま自然科学を主として大臣から御答弁申し上げたのであります。が、御指摘の人文科学と自然科学の間の調整は、これは本質的に純然たる区別ができるかどうかという問題は、私もよくわかりませんが、自然科学と人文科学と相関連する問題につきましては、これは当然科学技術庁において取り上げてこの研究を推進していかなければならぬものだと思つております。その点に關しましては、衆議院におきましてこの法案の修正があつたのでございまして、特に第七條の五の「科学技術に關し、日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は報告に關すること」というこの「科学技術に關し」というのが削除になったのであります。これは學術會議は單に自然科学だけを取り扱うのではなくして、人文科学をも取り扱うのであるから、特に日本學術會議の答申、報告等を尊重して、自然科学と人文科学との關連の密なるものは科学技術庁において尊重してこれを研究していかなければならぬという御趣旨であつたので、科学技術庁が設置せられましたならば、その方向に向つて努力をいたして参りたい、さように考えます。

○田畑金光君　ただいまの御説明によつて第七條の五の衆議院における削除の経緯についてはよく了解いたしますが、ただ私のお尋ねのように、學術會議は單に自然科学のみならず、人文科学についても諮問に應じ、あるいは答申

または報告をなすことになっておると考えますが、お話の中にありますように、科学技術庁としても人文科学について自然科学与密接な關係のある部門については當然所管をする、こういう御答弁であります。その密接な關係にある部門といふのは、一体どういふふうな部門にわたるのか、自然科学と人文科学が密接な關係があつて、しかも科学技術庁が所管するような面といふのはどういふ面をさすのか。

○政府委員(齋藤三三)　専門的にわたりますから政府委員から一つ御答弁を……。

○政府委員(鈴江康平君)　おそらく科学技術庁におきまして自然科学と人文科学の両方にわたる問題を扱うことになるのでございまして、その問題といたしましては、たとえば研究機關における公務員の制度をいかにすべきか、いろいろ研究者と申しますと、研究所長になれなくても非常に優秀な方がありますので、そういう方々の待遇をいかにすべきかという問題がたとえばあるといひますと、必ずしも自然科学の研究者のみでなく、人文科学の研究者においても同じ問題でございまして、そういうものは科学技術庁において一律にやはり研究者の制度を改善するといふ意味において措置すべきが必要ではないかと思ひます。そのほかいろいろございと思ひますが、たとえば研究所におきまして、これは民間の研究機關でございしますが、それに対する租税の問題もございまして、あるいは海外の文獻をいかに容易に入手するかといったような問題、あるいはユネスコ・クーポンと

いうような制度で外国の文献を容易に入手できるという問題もございます。そういった問題を論議いたしますのは、自然科学のみならずやはり人文科学も一緒に合せたものを論議するのが至当ではないかと思うのであります。

それからなおそういった制度的な問題以外に、たとえば一つの産業的な技術を日本においていかに発展させるかという問題につきましては、やはり経済の面も合せまして、それを考える必要がござりますので、そういった面はやはり科学技術庁に科学技術審議会というものでもできますわけでござりますので、そういったところにそういう経済の面の方々にも入っていただいて、一緒にそれを論議していただいて、そういうところでの振興をはかっていくというのではないかと思います。

○田畑金光君 どうも大臣並びに次官以下の説明を聞きますと、待遇改善をすることがすなわち科学技術のみならず人文科学の振興においても大事な基礎要件である、こういうようなお話であります。もっともなことで一応は考えますが、ただ単に待遇をよくするとか、あるいは研究機関の課税を軽減するとか、そういうようなことのみによって私の問わんとする人文科学の面における政府の尊重される態度というものは出てこないと思えるわけであります。科学技術の振興というところをお話しになっておられますが、たとえば科学技術の研究費というものはわが国においてはアメリカの十分の一にもすぎない、こういうことが言われております。また文部省における科学技術の研究費というものは戦前の

水準にもまだ復してない、こういうふうになっておるわけであります。ことにわれわれとして遺憾にたえないのは、一人の自衛隊員を維持するために毎年百万の費用を必要とするにもかかわらず、国立研究所における研究員等の年間予算というものはその半額にも満たないと言われているわけであります。こういうことを見ましたとき、待遇を改善するとかというような話をなさっておりますが、そういうような今の国家予算における科学研究に使われている費用、あるいは各種の試験研究所に向けている予算、こういうものを見ましたとき、非常にこれは軽視されておる具体的な証拠であるとわれわれは考えますが、大臣はこの点どういうふうに考えておられるか。

○田畑金光君 どうも大臣並びに次官以下の説明を聞きますと、待遇改善をすることがすなわち科学技術のみならず人文科学の振興においても大事な基礎要件である、こういうようなお話であります。もっともなことで一応は考えますが、ただ単に待遇をよくするとか、あるいは研究機関の課税を軽減するとか、そういうようなことのみによって私の問わんとする人文科学の面における政府の尊重される態度というものは出てこないと思えるわけであります。科学技術の振興というところをお話しになっておられますが、たとえば科学技術の研究費というものはわが国においてはアメリカの十分の一にもすぎない、こういうことが言われております。また文部省における科学技術の研究費というものは戦前の

○田畑金光君 どうも大臣並びに次官以下の説明を聞きますと、待遇改善をすることがすなわち科学技術のみならず人文科学の振興においても大事な基礎要件である、こういうようなお話であります。もっともなことで一応は考えますが、ただ単に待遇をよくするとか、あるいは研究機関の課税を軽減するとか、そういうようなことのみによって私の問わんとする人文科学の面における政府の尊重される態度というものは出てこないと思えるわけであります。科学技術の振興というところをお話しになっておられますが、たとえば科学技術の研究費というものはわが国においてはアメリカの十分の一にもすぎない、こういうことが言われております。また文部省における科学技術の研究費というものは戦前の

おるといふことはよくわかりますが、たとえ本年年度のこの科学技術庁関係の予算を見ても、非常に少ないのです。この間の公述人の御意見等を聞いてみても、先般の科学技術行政協議会において答申をしたが、ほとんどそれが尊重されていない、ことに予算の面においては尊重されていない、こういうことを言われているわけでありまして、この点に關しまして大臣は科学技術行政の最高責任者であると思ふならば、もう少し科学技術の名に値する国家予算の運用等も努力をしてもらわなければならぬと考えておるわけですが、この点どうでしょう。

○田畑金光君 どうも大臣並びに次官以下の説明を聞きますと、待遇改善をすることがすなわち科学技術のみならず人文科学の振興においても大事な基礎要件である、こういうようなお話であります。もっともなことで一応は考えますが、ただ単に待遇をよくするとか、あるいは研究機関の課税を軽減するとか、そういうようなことのみによって私の問わんとする人文科学の面における政府の尊重される態度というものは出てこないと思えるわけであります。科学技術の振興というところをお話しになっておられますが、たとえば科学技術の研究費というものはわが国においてはアメリカの十分の一にもすぎない、こういうことが言われております。また文部省における科学技術の研究費というものは戦前の

○田畑金光君 どうも大臣並びに次官以下の説明を聞きますと、待遇改善をすることがすなわち科学技術のみならず人文科学の振興においても大事な基礎要件である、こういうようなお話であります。もっともなことで一応は考えますが、ただ単に待遇をよくするとか、あるいは研究機関の課税を軽減するとか、そういうようなことのみによって私の問わんとする人文科学の面における政府の尊重される態度というものは出てこないと思えるわけであります。科学技術の振興というところをお話しになっておられますが、たとえば科学技術の研究費というものはわが国においてはアメリカの十分の一にもすぎない、こういうことが言われております。また文部省における科学技術の研究費というものは戦前の

いても、こういう一般の人文科学の面においても、私は日本はまだ立ち回れておる、こう考えておるわけですが、従って広い意味の科学の振興をはかるためには、政府は単に自然科学の面のみにならず、こういう人文科学の面にも重点を置かれて推進をはかるべきだと考えるわけですが、こういう点について、もちろんこれは文部行政の所管になるかもしれませんが、國務大臣として、しかも一番大事な科学技術行政の最高責任者として内閣に列せられる正力國務大臣は、当然これについて御所見を、意見を持っておられると私は考えるのですが、その点について一つどういうお考えを持っておられるか、その構想を承わっておきたいと思ひます。

○田畑金光君 どうも大臣並びに次官以下の説明を聞きますと、待遇改善をすることがすなわち科学技術のみならず人文科学の振興においても大事な基礎要件である、こういうようなお話であります。もっともなことで一応は考えますが、ただ単に待遇をよくするとか、あるいは研究機関の課税を軽減するとか、そういうようなことのみによって私の問わんとする人文科学の面における政府の尊重される態度というものは出てこないと思えるわけであります。科学技術の振興というところをお話しになっておられますが、たとえば科学技術の研究費というものはわが国においてはアメリカの十分の一にもすぎない、こういうことが言われております。また文部省における科学技術の研究費というものは戦前の

○田畑金光君 どうも大臣並びに次官以下の説明を聞きますと、待遇改善をすることがすなわち科学技術のみならず人文科学の振興においても大事な基礎要件である、こういうようなお話であります。もっともなことで一応は考えますが、ただ単に待遇をよくするとか、あるいは研究機関の課税を軽減するとか、そういうようなことのみによって私の問わんとする人文科学の面における政府の尊重される態度というものは出てこないと思えるわけであります。科学技術の振興というところをお話しになっておられますが、たとえば科学技術の研究費というものはわが国においてはアメリカの十分の一にもすぎない、こういうことが言われております。また文部省における科学技術の研究費というものは戦前の

もう一つお尋ねしますが、科学技術の問題でも、やはり基礎科学の充実をはからなければならぬと考えるわけですが、基礎科学の上に初めて応用面における発達というものが期待できると考えるわけでありまして、ただ、しかしいづれにいたしましても自然科学のみでなく、人文科学においても科学と称するものにおいては、少くとも科学する環境というものが大事だと考えるわけですが、すなわち研究の自由とか、思想の自由とか、こういうような問題が私は科学全体の根本的な母体になるものと考えてますが、この点について大臣はいかようにお考えになっておられるか。

○田畑金光君 どうも大臣並びに次官以下の説明を聞きますと、待遇改善をすることがすなわち科学技術のみならず人文科学の振興においても大事な基礎要件である、こういうようなお話であります。もっともなことで一応は考えますが、ただ単に待遇をよくするとか、あるいは研究機関の課税を軽減するとか、そういうようなことのみによって私の問わんとする人文科学の面における政府の尊重される態度というものは出てこないと思えるわけであります。科学技術の振興というところをお話しになっておられますが、たとえば科学技術の研究費というものはわが国においてはアメリカの十分の一にもすぎない、こういうことが言われております。また文部省における科学技術の研究費というものは戦前の

○田畑金光君 どうも大臣並びに次官以下の説明を聞きますと、待遇改善をすることがすなわち科学技術のみならず人文科学の振興においても大事な基礎要件である、こういうようなお話であります。もっともなことで一応は考えますが、ただ単に待遇をよくするとか、あるいは研究機関の課税を軽減するとか、そういうようなことのみによって私の問わんとする人文科学の面における政府の尊重される態度というものは出てこないと思えるわけであります。科学技術の振興というところをお話しになっておられますが、たとえば科学技術の研究費というものはわが国においてはアメリカの十分の一にもすぎない、こういうことが言われております。また文部省における科学技術の研究費というものは戦前の

切つた措置を今後やって行こうとする腹のように承わつたわけであります。幸いに科学技術庁においては科学審議官等は純然たる技術系統の人方がお当りになるように先ほどの説明もあつたわけですね。しかし次長ですとか、あるいは局長とか次官、こういうようなクラス等については科学技術庁である限り、大臣の考え方がそのように、科学

ものを使っておらないのは別であ
ますが、すでに百三十数億というもの

が予算に計上されて、そうして使う建前になっているのであるから、これとは関連なしにこのつまり研究所、技術庁を作るといふことはおかしいじゃないか、こういうことをお聞きしておるのであります。だから今予算を要求しておるものに手を加える、加えないというこの問題ではなく、要求している予算はどこに不便、不都合、あるいは不要、こういうものがあるのかということは検討してからお聞きしておるのであります。もし検討されておるならば、事実において、この点においてこれはどうであつた、この補助金は、これは減額してしかるべきである、これは不要であるということが今お答えになれることができないではないか、こういうことです。

○政府委員(齋藤三三三) その実態はよく再検討を加えてみなければわからないのであります。

○木下源吾君 再検討を加えてみなければわからないといつて、こういうものを別に作る理由に私はならないと思ふのであります。それだから私はこれはほかの方に目的があるのじゃないか。今までの目的と違ふのじゃないか。こういうことをお尋ねしておるので、引き続き私はその点を一つ説明してもらいたい。特に科学だから、従来との発展を無視した科学じゃないのだから。科学であるからよけに私はそういうことをお聞きしたい。

○政府委員(齋藤三三三) 先ほども申し上げました通り、日本の科学技術の水準は低いといわれておるが、なおかつ今日の政治体制におきまして、日本の科学技術というものは、行政面

においてもより以上に重視せらるべきものがさほどに重視せられなかつたきらいもあるといわれておるのであります。この際科学技術庁の目的としたしましては、この日本の科学技術の実態をよく検討を加えて把握して、そうしてこの力を総合調整いたしまして、なるべく科学技術の水準を上げていきたい、こういう目的をもって科学技術庁が足りますのであります。従いまして今御指摘になりましたように、その日本の科学技術の実態に対して、すでに実態を把握していろいろな構想があるのではないか、こういうお説であります。もちろん日本の科学技術に對しまして、いろいろな構想もあるのをごさいます。まず第一といつたしましては、先ほども申し上げました通り、あくまでもその実態を検討いたしまして、その状態を調べなければならぬ。そのためにはこの第十一条にも掲げてございます通り、科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため必要があることを認めるときは、関係行政機関の長に對し必要な資料の提出及び説明を求めることができると。さらに、資料の説明、提出を求めまして、重要事項に關しては報告することができると。またその報告に基いて総理大臣の指示権をも認めまして、十分日本の科学技術のあり方を把握いたしましてからこれを作りたい、さうに考えておる次第でございます。

○木下源吾君 今のお話はわかるんだが、私の聞いておることと別の方を走つておるんだ。その実態を把握する。いろいろなことも今日までやられておる。それをやつておるから予算を出してやつておるのでしょうか。ただ漫然とそれと言つたからやるとか、いろいろそんなもので政府は今までそれなら補助金を出すと、研究費を出すと、そんなことをやつておるのか。これはやはり政府は国費を使つて金を出す以上は、いろいろさういふものをみな調査の上、研究の上、これならは国のためになる、これならは科学の振興に役立つ、これならは国民経済の発展に役立つといふことでやつておるんでありましよう。百三十数億はただどふへ捨てるようにしてやつておるのではないと思ふのです。その点を私はお尋ねしている。今までやつておるのだから、この面と今度との関連は一体どういふようになっておるのか、何べんお聞きしてもあなたはほかのことばかりを言つておる。条文を聞いているのではない、それはよくわか

○政府委員(齋藤三三三) お説の通り、今日までの各省、各庁におきましては、それぞれの行政に必要なところの科学技術の振興をやつておるのであります。しかしながらこれを総合的に見て、果してどういふ態勢にあるかといふことを今日からやつていかなければならぬといふ必要に迫られまして、科学技術庁を新設して、各省庁に分属してあります科学技術振興の態勢を今度は総合調整して大局からこの行政を推進して、もっと強力に推進していかなければならぬといふ必要から、科学技術庁を設けて科学技術行政をやつていきたい、かように考えております。

○木下源吾君 その強力にやらなければならぬ根本的事実、その理由の

○政府委員(齋藤三三三) お説の通り、今日までの各省、各庁におきましては、それぞれの行政に必要なところの科学技術の振興をやつておるのであります。しかしながらこれを総合的に見て、果してどういふ態勢にあるかといふことを今日からやつていかなければならぬといふ必要に迫られまして、科学技術庁を新設して、各省庁に分属してあります科学技術振興の態勢を今度は総合調整して大局からこの行政を推進して、もっと強力に推進していかなければならぬといふ必要から、科学技術庁を設けて科学技術行政をやつていきたい、かように考えております。

○木下源吾君 その強力にやらなければならぬ根本的事実、その理由の

○政府委員(鈴木康平君) 三十一年度の予算の要求につきましてはただいま資料を持っておりませんのでござい

○木下源吾君 何千件でなくともよい。大ざっぱなところでよろしい。百三十数億の……それは三十一年度の要求の基礎があればなおよろしい。

○政府委員(鈴木康平君) 三十一年度の予算の要求につきましてはただいま資料を持っておりませんのでござい

○政府委員(鈴木康平君) 三十一年度の予算の要求につきましてはただいま資料を持っておりませんのでござい

○木下源吾君 何千件でなくともよい。大ざっぱなところでよろしい。百三十数億の……それは三十一年度の要求の基礎があればなおよろしい。

○政府委員(鈴木康平君) 三十一年度の予算の要求につきましてはただいま資料を持っておりませんのでござい

しますと、これは約四十ばかりございまして、その点の詳細な数字もございしますが、非常に長くなりますので資料を差し上げたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○木下源吾君 それでは資料にして出していただきますが……。

○委員長(小柳牧衛君) どうですか、お諮りいたしますが、もう少し質問があるようですから、資料は資料として出していただくことにして、ほかの質問を続行することにしたいと思います……。

○木下源吾君 それならば、資料は資料として出していただくならば……資料が基本なんです。

○委員長(小柳牧衛君) いや、ほかの質問がありますから……。

○木下源吾君 ほかの方を……それならば少し抽象的になるのですがお尋ねしますが、実は私はこういうことをお聞きしておる。今の気象台、こういうものが今度は外局になると、そういうようなことも聞いておるのですよ。そうすると、これはもう大きい技術の関係なんです。従来このような技術関係なぞに全くく算を出しておらぬわけですから、運輸省あたりのただ片すみの方へ押し込められておる。こういうようなことで、われわれは常に、津軽海峡に洞爺丸が転覆したとか、あるいは北の方で漁船が百何十隻も一べんにひっくり返ったと、そういうことを聞くたんびに、もう少し気象関係やそういうものをやるべきではないかと心ひそかに考えておるわけです。ところがそういう方面には予算もさっぱり出さない。定款観測のために船が必要だということでも作らない。そして船

一そう作る金を惜んでおって、小さい船だけれども百何十隻もの発動機船が一べんにひっくり返った、そういうようなことをやっておるんですな。そしてこの間も私は中央気象台へ行つて見せてもらったが、非常に一生懸命技術者諸君が世界中からデータを集めて、不自由なところからも集めてやっておるけれども、何せ今度は昇格するといつたて予算が一銭もふえていないわけなんです。そのままだなんです。あなた、正力さん、こういうことを私言うたならば非常に同情すると思うのですよ。あなたの方のこの企画はそういうことをやる方面には金は一銭も出さなくて、そうしておいてこういうことをやってくれると、これはまた金が要るんだ。これは政府全体からしてばらばらで、あなたは力が強いからこれをやるし、一方は弱いからできぬかしらぬけれども、国民全体としては私は非常に迷惑しごくだと思う。そういうことが出てくるものだからこれは今はやりの防衛産業、防衛のためにやる一切のそういうものじゃないか。それは道路でも何でも……先にできる突貫道路とか何とか言つてできるそれと同じものじゃないかと考えさせられるわけなんです。それならば平和産業で国民経済の向上的な発展になるというようなことを書いておるのは、これは矛盾しておるじゃないかと考えられるわけなんです。それで私は聞いておるの、実際の面において非常に今科学技術がおくれている、こう言うけれども、さっぱり進められる方向に行っていない。さっきも貿易の話をしていてという、技術が悪いから品物が悪い。それどころじゃない、技術ばかり

じゃありませんよ。御承知の通り長期の設備資金なんてさっぱり出さないことにして押えておつて、そうして高い原料を買つてきて、安くなどできるわけがないでしょう。そういうようなことであるから私も、非常に話を聞いていてのと納得がいかなから、こういうふうな追及しておるような形になつてくる。悪く思わんで下さい。いいかげんなおさなりのことをしていけば、これで通るんだとお考えになるかも知れぬけれども、それでは国民に親切じゃない、こう思います。それでそれから今のような百三十何億というような金をあなたの方政府が使つておること、あなたは知らぬというけれども、片一方でちゃんと説明しておる。大金ですよ、あなた。その大金が不要であるとか、あるいはこれはむだだということになつたら、これは大へんです。だからそういう面をよく研究されてこれを作っているのかどうか。そういうことは何にもない。だれが聞いて考えても、おかしい。これは別の考えて、こういうことをやっている、こう思うと思う。これは私ばかりでないですよ。ですからそれを明らかにしてもいい。私は技術振興に対する今日のまでの政府のやり方、そうして金をやっても、民間に補助しておつても、さっぱりなまけてやらないとか、あるいは研究に学校にやつてもやつておらぬ。そういうことであれば何とかかんとか別の意味で私どもはこれは考えていかねばならぬ。こういうように私は考えてお聞きしておるのですから、別に悪く思わんで下さい。データをもらつたらまたやりませう。

○委員長(小柳牧衛君) 千葉君、大臣ほかの委員会に行かなければなりませんからなるべく簡潔に……。

○千葉君 僕の方は議事進行に関する動議と法案提出者に対する文句と、二つです。

あとの方から言いますと、今、木下君が予算の問題について、一体各試験研究機関等の予算の要求はどういう程度のものであるか。それからその配分の状態はどういう程度のものであるか、そういう基礎的なものが判明しないと審議は進まぬのじゃないかと言われましたが、私は全くその通りだと思つたのです。同時に今度のこの法律の提案に當つて出てきた資料というのは、国際原子力機構に関する外務省関係のパンフレットが一冊、それから三十一年度科学技術予算の表が一枚、これは二枚になつておりますが。それから科学技術庁の機構案、半びらのものがくついついていただけです。これだけの資料でこの法案を審議しろというのが提案者の意向なんです。これじゃ審議が暗中模索でどこへ進んだらいいかわからない。自分で集めてこいというならわかりますが、それじゃ不親切きわまる態度だと思つた。だからさっき木下君が言われたように資料を至急お出し願ふと同時に、もうちょっと、あとから聞かれても答弁に困らない程度の資料はやっぱり急速に次回までに提出してもらいたい。

これから動議です。きょうは、大体私の方から御相談申し上げた付帯決議の問題についてまだはっきり見通しが立ちません。なるべくきょう質疑を打ち切つて、あさつて討論採決をしたいという前提でやれば、その付帯決議をどうするかという問題、これが当然出てくると思う。その問題が今のところ一向進展の模様を見せておりませんので、この点について各会派でどうするかというのを至急御相談願つてまとめたいことが……。大体あまり聞かなくてももう結論は出せるという格好になりますから、そうすると法案の審議が非常に促進されると思うのです。

ですからそういうことを一つの前提として、きょうはとりあえず緑風会の高瀬さんの質問が残つておりますし、私も衆議院の修正部分についてかなり疑義を持っております。科学技術庁の任務と権限について、どうも話を聞いてますますわからなくなつてくる、頭のいい人はわかるかもしれないけれども私はますます混乱してわからなくなつてくる。この点が明確にならないと……。

それから今度の法律を見ますと、御承知のように今まで他の行政機関にはなかったような強大な権限が含まれてゐる。今まで勸告などという例は行政官庁にもあつたし、それから経済企画庁にもあつた。しかし今度はその勸告からさらに一步を進めた権限が科学技術庁の長官に与えられようとしておる、この点が内閣法に違反するかどうかという問題も出てきているわけなんです。

ですからそういう若干の点について、あまり時間ばかりかからないと思つても、これはあとに譲つて、きょうはごらんの通り非常に委員の出席の状況が、いつもと違つてあまり悪いというのじゃありませんけれども、依然として定足数に満たないまま私も審議をしている。これは私も党に所属する者として、党の方針とは少くとも合

致しない態度で非常に進歩申し上げて法案の審議をやっておるわけです。しかし大体時間も時間だし、そういう状況もありますから、ここいらで一つきょうはやめて、次回にしたい。たうらうかと思ひます。

○委員長(小柳牧衛君) お諮りいたします。本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめておきたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。

これをもって散会いたします。
午後四時二十七分散会

三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、京都府綾部市の地域給に関する請願(第八四三三号)
- 一、戦傷病者の恩給増額等に関する請願(第八六六号)
- 一、神奈川県海老名町旧有馬地区の地域給に関する請願(第八八七号)
- 一、建設省外三現業官庁職員の定員増員に関する請願(第八八八号)
- 一、東北地方の新炭手当に関する請願(第八九五号)

第八四三三号 昭和三十一年三月五日受理

京都府綾部市の地域給に関する請願 請願者 京都府綾部市長 長岡 誠外一名

紹介議員 竹中 勝男君
綾部市は京都府北部の中心都市として山陰線と舞鶴線の分岐点に位し、東北は舞鶴市に、西は福知山市に隣接して河市とはあらゆる面において全く密接不

離な接統関係にあるから、本市の地域給を隣接河市同格(三級地と二級地の二段階)に昇格せられたいとの請願。

第八六六号 昭和三十一年三月七日受理

戦傷病者の恩給増額等に関する請願 請願者 東京都千代田区丸ノ内 一ノ七財団法人日本 傷痍軍人会長 蒲 穆

紹介議員 矢嶋 三義君
昭和二十八年恩給法の一部が改正され、現行の如く増加恩給及び傷病年金が支給されるようになったが、普通恩給が終戦前の兵の平均百四十八倍に増額されたのにひきかえ、傷病恩給のみ平均五十五倍にすえおかれていることは不合理であるから、現行恩給法中最も冷遇されている増加恩給及び傷病年金を増額せられと共に、戦傷病者援護の徹底を期するために、(一)増加恩給受給者の家族加給を退職後出生した子供にも支給すること、(二)傷病恩給の支給開始月を改正すること、(三)戦傷病者の恩給診断料を免除すること、(四)戦傷病者の国税、地方税を減免すること、(五)戦傷病者の特別雇よう制度を確立すること、(六)戦傷病者再発医療費を全額国庫負担とすること、(七)戦傷病者の放送聴取料を免除すること、(八)戦傷病者のたばこ小売人申請に対して優先的に許可を与えること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第八八七号 昭和三十一年三月八日受理

神奈川県海老名町旧有馬地区の地域給に関する請願 請願者 神奈川県高座郡海老名町 町長 渡辺正吉外二十七名

紹介議員 河野 謙三君
神奈川県海老名町旧有馬地区は、文化、産業、経済、交通等あらゆる面が整備充実した近代都市的農村で、旧海老名町との合併に際しても、その機構上に何らの紛糾もなく行われたが、この地区間には地域給の差があるため、この矛盾が新海老名町の育生、発展の上に支障となつてゐるから、旧有馬地区の地域給を旧海老名町の地域給と同様に二級地にせられたいとの請願。

第八八八号 昭和三十一年三月八日受理

建設省外三現業官庁職員の定員増員に関する請願 請願者 東京都千代田区農林省農地局、運輸省港湾建設局の現業官庁職員には、定員内職員数をカバーするため定員外職員として常勤職員と常勤的非常勤職員とがあり、担当している仕事、勤務の形態等全く定員内職員と変わりなく、それぞれの現場事業所の中堅職員として働いているにもかかわらず、不合理かつ不利益な処遇を受けていることは全く不当であるから、これら定員外職員を定員内職員として処遇せられたいとの請願。

第八九五号 昭和三十一年三月九日受理

東北地方の新炭手当に関する請願 請願者 岩手県九戸郡野田村野田郵便局内 狩野重喜

紹介議員 小野 義夫君
昭和二十四年に「国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律」が施行されて、東北地方は、寒冷地手当の支給を受けるようになったが、東北地方も北海道と同様に冬期間は就業、生活環境が一変し、採暖用薪炭及び副食物等の確保にはばく大な費用を要し、現在支給されている寒冷地手当だけでは、到底従業員をはじめ家族の救済には程遠い実情にあるから、東北地方にも北海道に準じた薪炭手当を支給せられたいとの請願。

三月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(野本品吉君外二名発議)

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第二項中「二年八月」を「三年八月」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

び新炭手当」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 内閣総理大臣は、第一条第三項及び前条に規定する定をするについては、人事院の勧告に基いてこれをしなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び新炭手当」に改める。

3 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第四号中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び新炭手当」に、「第三条第二項」を「第四条」に改める。

4 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び新炭手当」に改める。

5 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石炭手当、」の下に「新炭手当、」を加える。

6 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び新炭

手当」に改める。

7 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び新炭手当」に改める。

昭和三十一年三月二十四日印刷

昭和三十一年三月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局